

第5回農業委員会定例会(議事録)

1	日 時	令和5年5月30日(火)	午前10時00分
2	場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室	
3	出席農業委員	1 石本委員、2 山元委員、4 宮崎委員、5 渡橋委員 6 赤坂委員、7 土居委員	
	欠席農業委員		
	推進委員	大藤推進委員、沖野推進委員、西野推進委員、大木推進委員	
4	説明員	國川事務局長、木原係長、鳥本専門員、若本主事	
5	審議案件	<p>議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第30号 農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について</p> <p>議案第31号 非農地証明申請について</p> <p>報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>	

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和5年第5回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、4番宮崎委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、3番 祐本委員です。</p> <p>会長が全国農業委員会会長大会に出席され、本日は欠席されているため、副会長の私が会長を代理して議事を進行します。</p> <p>日程第1、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、下野町字多中郷1540番7、1541番の計2筆、地目はいずれも畑、面積は計229.08㎡です。</p> <p>申請の事由は、自家消費用の一般野菜を栽培するために申請されたものです。</p> <p>営農計画は一般野菜を作付けする予定です。</p> <p>令和5年度から農地法の改正が行われ、下限面積が撤廃されたため、取得後の農地面積が1,000㎡以下でも所有権移転が可能となりました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った西野推進委員から補足説明をお願いします。</p>
西野 推進委員	<p>申請地は、大井地域交流センターから北西へ約100m付近にあります。現地確認時、耕作可能な農地でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第28号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>

局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、西野町字有場1639番1、1645番、1648番、1649番、1650番1、1650番2、1651番の7筆、地目はいずれも田、面積は計5,127㎡です。</p> <p>土壌改良するため、盛土高平均3.5mの盛土を行うものです。</p> <p>本総会で許可をいただいた場合には、転用面積が3,000㎡を超えるため、令和5年6月19日に開催の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った赤坂委員から補足説明をお願いします。</p>
赤坂 推進委員	<p>申請地は、荘野小学校から西へ約1500m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、土壌改良により効率的な耕作が可能となる農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第3、議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の3ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、新庄町字西平原371番の1筆、地目は田、面積は413㎡です。</p> <p>駐車場及び資材置場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>既に駐車場及び資材置場の用途で利用しているため、譲渡人から始末書が提出されており、譲渡人は深く反省するとともに今後は関係法令を順守する旨を誓約されております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。</p>
沖野 推進委員	<p>申請地は、中通小学校から北へ約1700m付近にあります。</p> <p>現地確認時、既に駐車場及び資材置場の用途で利用されていました。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に2番と3番については関連があるため、一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 2番の申請地は、仁賀町字山根2912番1の1筆、地目は田、面積は1,537㎡です。 3番の申請地は、仁賀町字山根2912番3、2913番1の2筆、地目はいずれも田、面積は計3,578㎡です。 砂防激甚災害対策特別緊急工事に伴う土砂仮置き場の目的に供するため、3年間の賃借権を設定し一時転用を行うものです。 なお、工事完了後は、期日までに土砂を撤去し、農地として復旧を行うことについて所有者と契約書を交わしています。 圃場整備済の第1種農地です。 当該農地は農振農用地にあたり、農振農用地の一時転用は県の意見を聴取することになっているため、本総会で許可をいただいた場合には、令和5年6月19日に開催予定の広島県農業会議の常設審議会に意見を聴取し、承認を得た後で許可する予定です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大藤推進委員から補足説明をお願いします。
大藤 推進委員	申請地は、仁賀ダムえん堤から北西へ約2100m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に4番について事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の5ページをご覧ください。</p> <p>4番の申請地は、西野町字国広18番5の1筆、地目は田、面積は61㎡です。</p> <p>隣接の宅地と一体的に利用し、建売住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った赤坂委員から補足説明をお願いします。</p>
赤坂 推進委員	<p>申請地は、荘野小学校から南へ約250m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第4、議案第30号「農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請について」を議題といたします。</p> <p>1番と2番は関連があるため一括して審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の4ページ、参考資料の6～14ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、吉名町字岩坪2410番1の1筆、地目は田、面積は461㎡です。</p> <p>2番の申請地は、吉名町字岩坪2411番1、2411番2、地目はいずれも畑、面積は計799㎡です。</p> <p>令和2年5月29日付指令竹農委第5-2-35号、第5-2-34号で許可を受けた土地について、令和3年4月30日付指令竹農委第5変-3-13号、第5変-3-14号で令和3年12月31日までに、令和4年1月31日付指令竹農委第5変-4-4号、第5変-4-5号で令和4年12月31日までに、令和5年1月30日付指令竹農委第5変-5-4号、第5変-5-5号にて令和5年4月30日までに工事期間を延期したものの、資材の納期遅れに伴い、更に令和6年1月31日までに変更するものです。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>

	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 次に日程第5、議案第31号「非農地証明申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の15～16ページをご覧ください。 1番の申請地は、吉名町字峠239番1、字毛木迫1017番の2筆、 地目は田が1筆、畑が1筆、面積は計1,460㎡です。 申請地は、20年以上前から耕作しなくなり、現在は山林状態になっており、 地目変更登記を行うために申請されたものです。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。
大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北東へ約650～1100m付近にあります。 現地確認時、いずれも山林状態になっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ、参考資料の17ページをご覧ください。 2番の申請地は、吉名町字寺谷1901番3の1筆、地目は畑が1筆、 面積は99㎡です。 申請地は、昭和26年頃に親戚が隣接地に家を建築した頃から庭敷地の一部 として現在に至るまで利用しており、地目変更登記を行うために申請されたも のです。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。

大木 推進委員	申請地は、吉名地域交流センターから北へ約 700m付近にあります。 現地確認時、既に庭敷地の一部になっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第 6、報告第 7 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 6 ページ、参考資料の 18～20 ページをご覧ください。 令和 5 年 4 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は 10 件、筆数は田 14 筆、畑 12 筆の計 26 筆、 面積は計 12,912.19 m ² の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の 18～20 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
	(一般報告や協議事項等)
議 長	以上をもちまして、令和 5 年第 5 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 5 月 3 0 日

議 長 祐本 征武

署名委員 宮崎 信之

